きれいな水に還す

【表2】

112 2 1	一
施工年度	施工予定区域
平成14年度	鷲別町3・4・5・6丁目、栄町2丁目、若山町2丁目、富岸町1丁目、大和町2丁目
平成 15 年度	美園町1丁目、鷲別町1・2丁目、若草町3丁目、若山町2丁目、大和町2丁目
平成16年度	美園町 3・4 丁目、若草町 5・6 丁目、幸町 3 丁目
平成17年度	美園町 5・6 丁目、上鷲別町、幸町 5 丁目
平成18年度	富浦町1丁目
平成19年度	登別本町1丁目、登別東町2丁目
平成20年度	登別本町3丁目、登別東町1・5丁目
平成21年度	登別東町 3・4 丁目
平成22年度	登別本町2丁目
平成23年度	中登別町

整備計画は、現時点での計画です。今後、国あるい は市の予算の状況などにより施工年度が変更となる 場合があります。

下水道事業整備計画

【表2】のとおりです。 平成15年度以降の整備計画は、 平成15年度以降の事業計画 維持管理費など 処理場建設費 算)約36億3千万円 管渠整備費 (内訳) 約13億8千万円 約4億9千万円 約16億6千万円 ていきます。

整備区域外の生活排水 について

台所などからの排水(これらを『生 下水道の役割の一つが、トイレや

鷲別地区は、平成77年度末までに

道の整備を、 進めるため、調査・検討を行ってい 適した方法による生活排水の処理を 平成77年度を目途に、地域の実情に 平成16年度を、 化槽の普及を図ることとしています。 のみなさんの理解を得て合併処理浄 市は、現在、 の地域については の地域については の区域では、区域

2下水道計画区域...おおむね20年先 を定めています。 備を行う区域として、面積1千76分 の将来の市街地を想定し、下水道整

どうなっているの? 下水道事業の財源は、

下水道事業を行うためには、下水

地区を平成22年度までに整備を完了 し、中登別町は、平成23年度から整 登別地区は、高速道路から海側の 活排水』といいます)を処理するこ

完了する予定です。

管渠の整備に併せて、計画的に行っ 2カ年の工事を予定しています。 度に設計を行い、平成8・9年度の を予定。登別ポンプ場は、平成7年 度から着手し、平成16年度末の完成 備を行う予定です。 過剰な先行投資にならないように、 若山浄化センターの増設工事は、 幌別ポンプ場の建設は、平成15年

があります。 るためには、下水道の整備区域外で とですが、身近な生活環境を保全す も生活排水の処理を進めていく必要

が必要になります。

施設の建設費の主な財源は、

次の

それらの施設を管理する維持管理費 道管やポンプ場、処理場の建設費や

とおりです。

町村などに対して国が補助を行い 国庫補助金…下水道を建設する市

本計画』を定め、市内全域を このため、市は『生活排水処理基 人口の密集地域

2千50立方が、1日になる予定です。

平成4年度下水道事業費(当初予

事を引き続き行い、処理能力は1万

また、若山浄化センター の増設工

幌別ポンプ場の設計を行います。 ンプ場と登別ポンプ場の用地買収、 管渠の整備を行うとともに、幌別ポ

登別温泉町、上登別町) 以降の見込みとなっている地域... 水道の整備が早くても平成25年度 ても整備が後年次となる地域(下 下水道計画区域(2)内であっ

ルス町など) 下水道計画区域外 (札内町、来馬町、 鉱山町、 カル

に区域分けし、 の区域では、下水

> ていきます。 が認められており、長期間で返し まで地方債として借り入れること 地方債…建設費のうち、一定限度

受益者負担金...下水道を使用でき 部として、都市計画法に基づき、 る土地所有者の方に、建設費の一 いただきます。 市町村が条例で定めた額を納めて

道使用料を説明しましょう。 していただく、受益者負担金と下水 水道使用料で賄われます。 の利用者の方に負担していただく下 それでは、市民のみなさんに負担 維持管理費の主な財源は、下水道

受益者負担金

地の面積に応じて決められます。 20回) に分けて納めていただきます。 ますので、これにより年4期 (合計 ります。毎年7月に納付書を発送し で分割して納めていただくことにな 担金の額を算出し、その額を5年間 方55当たり55円)を乗じて受益者負 所有する土地の面積に単価 (1平) 受益者負担金の額は、所有する土

5